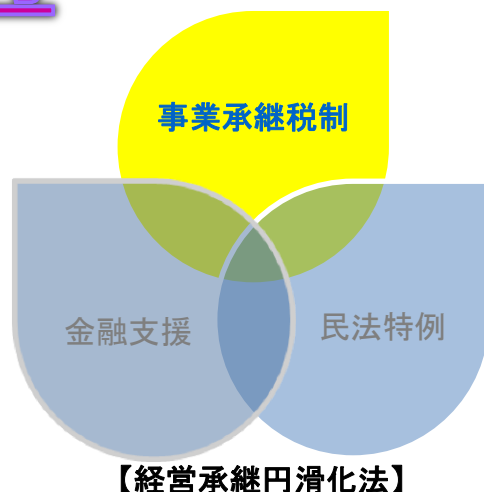


事業承継税制

非上場会社の株式等を先代経営者から贈与または相続により取得した場合、贈与税・相続税の納税が、**贈与税は非上場株式総数の2/3、相続税は非上場株式総数の2/3の80%を限度に猶予**されます。

認定後、京都府が交付する認定書を納税期限までに税務署に提出する必要があります。



承継（代表者交代）、贈与・相続

知事認定

（会社が申請）

認定要件

会社

- 中小企業であること
- 資産保有型会社、資産運用型会社でないこと
- 上場会社、風俗営業会社でないこと
- 収入があること、正規従業員が1人以上いること
- 正規従業員数（認定後5年平均）が、贈与・相続開始日時点の8割を上回ること 等

先代
経営者

- 代表者であったこと
- 同族関係者と合わせて過半数の株式を有していたこと
- 筆頭株主であったこと
- 贈与日以降、代表者でないこと（贈与） 等

後継者

- 代表者であること
- 相続税・贈与税の納付の必要があること
- 同族関係者と合わせて過半数の株式を有していること
- 筆頭株主であること
- 20歳以上であり、3年以上役員だったこと（贈与）
相続の直前に役員であったこと（相続） 等

納税申告（税務署）

納税猶予

知事確認
（年次報告 5年）

（上記認定要件が継続されていることの確認）

知事認定のご相談、認定申請・年次報告は、

京都府 商工労働観光部 ものづくり振興課 宛

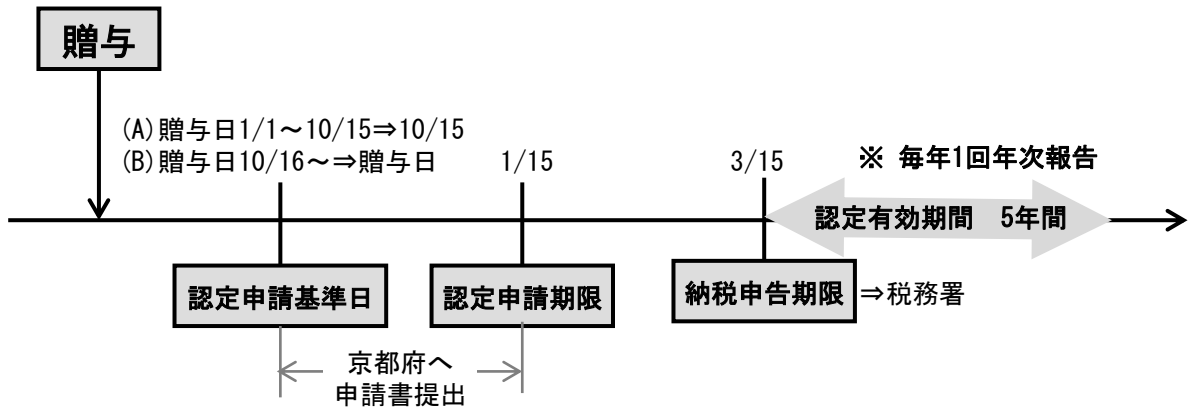
（お問い合わせいたします。）

TEL 075-414-4851

URL 「京都府の産業支援について」

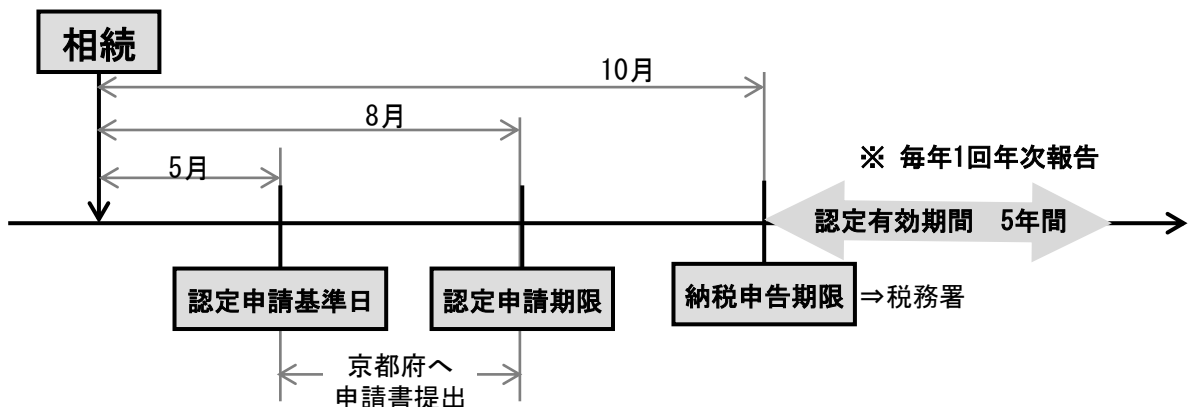
<http://www.pref.kyoto.jp/sangyo-sien/index.html>

【贈与税の納税猶予の適用を受けるための手続】



- ① 認定申請基準日（※）から認定申請期限（1/15）までに京都府に申請書を提出
（※ 贈与日が1/1～10/15の場合は10/15、10/16～12/31の場合は、贈与日）
 - ② 認定要件を満たしている場合は、京都府より認定書を交付
 - ③ 贈与税申告期限日までに認定書とその他必要書類を添付して、税務署へ贈与税申告（納税猶予）
 - ④ 認定の有効期間は贈与税申告期限から5年間。この間は、毎年、報告基準日（3/15）から報告期限（6/15）までに年次報告書を京都府に提出
- その後は、3年毎に税務署に必要書類を添付して届出

【相続税の納税猶予の適用を受けるための手続】



- ① 認定申請基準日（相続開始の日の翌日から5月を経過する日）～認定申請期限（同8月を経過する日）までに京都府に申請書を提出
 - ② 認定要件を満たしている場合は、京都府より認定書を交付
 - ③ 相続税申告期限日までに認定書とその他必要書類を添付して、税務署へ相続税申告（納税猶予）。
 - ④ 認定の有効期間は相続税申告期限から5年間。この間は、毎年、報告基準日（申告期限の翌日から1年経過するごとの日）から報告期限（報告基準日の翌日から3月経過する日）までに年次報告書を京都府に提出
- その後は、3年毎に税務署に必要書類を添付して届出

【手続・問い合わせ先】

- 事業承継税制・金融支援 ⇒ 京都府商工労働観光部ものづくり振興課（TEL. 075-414-4851）
- 民法特例 ⇒ 近畿経済産業局（TEL. 06-6966-6023）

※詳細（経営承継円滑化法申請マニュアル・様式）

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2014/141217Yoshiki.htm>